

令和 2 年 4 月 10 日

第 4 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和2年第4回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 208・209号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	宮崎 博美
委 員	2 番	石松 雄平
	3 番	梅木 美代
	4 番	佐藤 仲子
	5 番	穴井 千年
	6 番	穴井 英雄
	7 番	安武 聖

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第2号番号2 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 議案第3号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
番号2 よる農地利用集積計画について（所有権移転）

第6 議案第4号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
～番号12 よる農地利用集積計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	宮崎 智幸
事務局職員	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和2年第4回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

 それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、1番宮崎博美委員、7番安武聖委員にお願いいたします。

 なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の第1ページをお開きください。農地法第3条による許可申請について農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので、審議を求めます。令和2年4月10日提出小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

 議案第1号の番号1です。土地の所在は、大字宮原字〇〇〇〇番地から大字宮原字〇〇〇〇番地の計16筆です。地目は、登記簿で田、現況は田、〇〇のみが現況畑です。面積は、合計で20,902 m²、権利の種別は、3条の無償移転になります。譲り渡し人と譲り受け人は、下記の通りとなっています。親子関係で一括贈与となっています。詳しくは、別紙の農地法第3条の許可申請書の写しを付けてあります。1ページから3ページに土地の所在、5ページには作付けの状況、農機具の保有状況が記載されています。通作距離の状況は〇〇から60 km、1時間となって

います。ただし基幹作業については、現在も行っていると聞いています。8 ページには、周辺地域との関係、地域との役割分担の状況が記載しています。9 ページから 24 ページには、登記簿謄本の写しを付けてあります。障害となる権利関係は、特にございません。以下 25 ページが位置図です。場所は〇〇で〇〇号線を入れて行きまして、〇〇集落の〇〇の入口手前の町道を挟んで右側左側になります。26 ページが地籍図です。27 ページに航空写真を載せています。28 ページ以降に現地立ち合いの時の写真が付けてあります。現在、ほとんど耕しており田植えの準備が行われている状況です。31 ページに確認書を付けてあります。説明については以上です。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の安武委員から報告をお願いします。

7 番 　　4月2日に事務局2名と麻生推進委員4名とで現地確認に行きました。土地は、ほとんど家の前にまとまっているようで、一括贈与を受ける長男の〇〇さんが今までずっと田んぼの準備、草刈り、収穫は、全部基幹作業を行っているようです。何ら問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしく願います。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 　　お尋ねです。〇〇さんの〇〇さんは、農業者年金を取得していたのですか。〇〇さんが〇〇だから農業者年金には、入っていなかったのですか。

事 務 局 　　農業者年金には、入ってません。なので農業者年金の経営移譲年金とかは、関係ありません。

2 番 　　わかりました。

5 番 　　息子さんの〇〇さんは、〇〇に住んでいるようですが、家とか建てていますか。将来帰ってくるのですか。

事務局長 ゆくゆくは、帰ってきて農業を行なっていきたいと考えていますと聞いております。現在も基幹作業でほぼ作業をされていると話を聞いています。

議長 それでは、採決いたします。議案第1号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案の通り決定しました。

議長 次に、日程第3 議案第2号番号1「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集の3ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定のより下記の農地の申請があったので意見を求める。令和2年4月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第2号番号1になります。土地の所在地は、大字北里字〇〇〇〇番地です。地目は登記簿、田、現況、田、面積が490㎡で、権利の種別は所有権移転になります。譲渡人、譲受人は下記の通りでございます。親子関係となっております。転用の目的は、一般個人住宅となっております。以降に記載してありますように令和2年2月28日に農振農用地の除外手続きが完了しています。詳しくは、別紙の32ページをお願いいたします。農地法第5条の規定による許可申請書を付けてあります。建築面積は、138㎡で約42坪となっております。34ページに登記簿謄本の写しを付けてあります。所有権移転に伴う障害となるような権利関係は、特にございません。35ページが位置図です。〇〇の河川の脇です。36ページに字図、37ページに申請地の航空写真を付けてあります。38ページの事業計画書の土地の選定理由は、申請地は実家の隣で便利が良く、建物と道路に面していて給排水に都合が良いこと。隣接する農地は父の所有であり、段差もあるため営農には影響を及ぼさないこと。他に居住に適した宅地の所有もなく、取得できる土地は見つからなかったことから、やむを得ずこの土地を選定し、父から譲渡してもらうこ

とにしました。4 番目の給排水計画は、給水は町水道より給水、汚水は合併浄化槽を設置して、隣接する側溝へ排水、雨水は自然浸透式とし、それ以外は隣接側溝へ排水という事になっています。39 ページが配置図になります。建物の配置図です。40 ページに排水の同意書、44 ページには土地代替性検討表も付けてあります。46 ページが資金の裏付け資料です。47 ページが工事費の見積書、49 ページが現地の立合い時の写真です。50 ページに確認書を付けてあります。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井英雄委員から報告をお願いします。

6 番 4月2日に事務局2名と後藤推進委員と私とで現地確認に行きました。ここは、父親の住宅の隣です。今、説明がありました様に特に問題はありません。横に田んぼがありますが、低いので影になるようなことはないと思います。どうか審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第2号番号1について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号番号1は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に、日程第4 議案第2号番号2「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 議案書の3ページをお開きください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第5条第1

項の規定により下記の農地の申請があったので意見を求める。
令和2年4月10日提出。小国町農業委員長松岡克明でございます。

議案第2号番号2になります。土地の所在は、大字黒淵字〇〇〇番地、地目は登記簿、畑、現況、畑、面積が495㎡で、権利の種別は、所有権移転になります。譲渡人、譲受人は、下記の通りでございます。親子関係となっております。転用の目的は、一般個人住宅となっております。詳しくは、別紙の51ページからです。51ページに農地法第5条の規定による許可申請書をつけております。こちらは、建築面積が112.6㎡で、約34坪となっております。53ページに登記簿謄本の写しを付けてあります。所有権移転に伴う障害となる権利関係は、特にございません。54ページ、55ページが位置図となっております。〇〇の集落の突き当たりの〇〇になります。56ページが字図になります。57ページが航空写真となっております。赤色のところの部分が申請地となります。58ページに事業計画書が付けてあります。事業計画書の中の土地の選定理由は、私は、現在、〇〇で暮らしていますが、将来のことも考え、実家の近くに住宅の建築を考えるようになり、父の所有する申請地を譲り受けることができるようになりました。給排水計画としまして給水については、町の上水道より給水し、生活雑排水・汚水は、町の下水道に接続いたします。雨水は、地下浸透柵により処理し、処理しきれない分は、集水柵を経由した後、道路側溝に排水します。59ページが建物の配置図になります。60ページが住宅設計図面、61ページが排水同意書、62ページが土地代替性検討表、64、65ページに資金の裏付けの資料を付けてあります。66ページが工事費の見積書、67ページが現地立会のときの写真です。最後に68ページに確認書が付けてあります。説明は以上です。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の石松委員から報告をお願いします。

2 番 　　4月2日に推進委員の坂田さんと事務局の二人と現地を確認しました。別に問題はないと思います。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 長 それでは、採決いたします。議案第2号番号2について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 長 全員賛成ですので、議案第2号番号2は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 長 次に、日程第5 議案第3号番号1「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の農地利用集積計画について」を議題に供します。この議題に関しましては、当事者である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。

(〇〇委員 退室)

議長 長 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集の5ページをお開きください。「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について」(所有権移転)農業経営基盤強化法第8条第1項により、下記農地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年4月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第3号番号1です。この議案につきましては農地中間管理機構の特例事業を利用して所有権移転を行うものです。ご存じのように借りてと売り手の税制の優遇措置が受けられることや登記事務は、農地管理機構が行うといったものです。土地の所在は、大字下城字〇〇〇〇番地から字〇〇〇〇番地の計5筆、面積が64,728㎡です。地目は登記簿、畑、現況、畑、〇〇番地につきましては登記簿、山林、現況、山林です。現況の部分の山林につきましては、一部畑ではありますが、管理機構とのやり取りの中で現況の部分も、山林と記載しています。所有権を移転する者と、所有権の移転を受ける者は下記の通りです。利用目的は畑です。詳細については、別紙の69ページから71ページまでをご覧ください。72ページからが現況の写真を付けて

あります。75 ページが航空写真でこの赤囲みしている部分になります。説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

7 番 お尋ねです。この山林は農業委員会を通さないといけないのでしょうか。

事務局 長 ○○番地については、現況でいきますと半分位が現況畑で、法の部分が山林という形になっています。登記簿上は、山林になっていますけど、現況はほとんどの部分が畑ということで管理機構とのやり取りの中で、手続きをお願いしたいという事です。実際半分以上の面積は現況畑です。実際に作付けされている畑です。

2 番 ここは中山間地の指定に入っていましたか。

事務局 長 中山間地の直接支払事業ですか。対象の内ではありません。

5 番 公社へ売るようになっていますが、売った後は何かに利用されるかは決まっていますか。

事務局 長 議案書の 5 ページの利用目的の所にありますように、あくまでも農地としての所有権移転として、その後も畑として利用していくこととなります。

5 番 畑は畑だろうとは思いますが、作物は決まっていますか。

事務局 長 この後は、中間管理機構と買い手の方との話し合いが始まりますのです。当然畑ですのです野菜もしくは飼料畑とかが考えられますが、現時点で何を作るということはわかってはいません。

事務局 後日、公社と耕作者との議案が出て来るので、その時に詳しいことがわかると思います。

議長 長 それでは、採決いたします。議案第3号番号1の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 長 全員賛成ですので、議案第3号番号1の原案について同意することを決定します。

議長 長 次に議案第3号番号2について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 同じく議案書5ページの議案第3号番号2です。土地の所在は、大字下城字〇〇〇〇番地、面積が6,561㎡で、地目は、登記簿、畑、現況、畑となっています。所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は下記の通りです。利用目的は、畑です。これも農地中間管理機構の特例事業を利用するものです。詳細については、別冊の76ページ、77ページが現況の写真となっています。内容については、先程の番号1と同じになります。以上です。

議長 長 それでは、これより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 公社の部分の借り貸しの面積5,286.1aこれは何の数字ですか。

事務局 農業公社を通して貸し借りを行った累計面積です。〇〇〇〇のみの面積ではなくその他にもあります。この数値は、小国町の部分です。小国町だけの公社を通して転貸しをしている面積と考えるともらえればいいです。トータルの面積です。

2 番 トータルの実績ですね。わかりました。

議長 長 それでは、採決いたします。議案第3号2の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号番号2の原案について同意することを決定します。

決定後波多野が〇〇委員を呼びに行く
(〇〇委員 入場)

議 長 次に、日程第6 議案第4号番号1から番号12「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画について」を議題に供します。この議題に関しましては、一部の当事者と親族関係である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。

(〇〇委員 退室)

議 長 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします

事務局 長 議案第4号番号1から番号12です。議案書の6ページをお開きください。「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について」農地経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年4月10日提出小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第4号番号1です。土地の所在は、大字上田字〇〇〇〇番地、地目は、登記簿、田、現況、田、面積は、1,967㎡から計3筆合計面積が3,403㎡です。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、下記の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年です。賃貸借の料金につきましては、ここに記載していますように、上田〇〇番地は、1筆当たり〇〇円、上田〇〇番地は、1筆あたり〇〇円、上田〇〇番地は、1筆当たり〇〇円になっています。

続きまして番号2土地の所在は大字北里字〇〇〇〇番地、地目は、登記簿、田、現況、田、面積は229㎡で、もう1筆が〇〇番地です。合計面積が2筆で3,171㎡です。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、下記の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年、賃貸借料は、物納で10a当たり〇〇kgになっています。

続きまして議案書の 7 ページ番号 3 です。土地の所在は、大字黒淵字〇〇〇〇番地、地目は登記簿、田、現況、田、面積が計 6 筆の合計面積は、4,855 ㎡です。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、下記の通りです。利用目的は、水稲、期間は 5 年、賃貸借料は、物納にて全筆で〇〇kg です。

続きましては、番号 4 土地の所在は、大字宮原字〇〇〇〇番地、地目は、登記簿、田、現況、田、土地の面積は 508 ㎡です。利用権を設定する者と利用権を受ける者は、下記の通りです。利用目的は、水稲、期間は 5 年、これは使用貸借になります。

続きまして議案書の 8 ページの番号 5、土地の所在地が大字黒淵字〇〇〇〇番地、地目は、登記簿、田、現況田です。田が 11 筆、畑が 3 筆で計 15 筆、土地の面積が田は、10,744 ㎡、畑が 1,049 ㎡で合計面積が 12,837 ㎡です。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、下記の通りです。利用目的は、水稲、野菜、利用期間は 10 年で、使用貸借になっています。この番号 5 までが新規利用権貸借になっています。9 ページの番号 6 番以降の 6 番から 12 番については、再設定というところで説明は割愛させていただきます。説明は以上です。

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

7 番 5 番の〇〇さんのところですが、耕作はされていますか。

事務局 農業年金に関係があります。耕作者が農業経営をすることで所有者が年金を受給しています。そこは、耕作者の方が現在も耕作されているということで、再設定ということなので 2 回目の議決をとることになっています。これまで以上に耕作ができるような形になるので、そこはご審議いただければと思います。

2 番 それで、経営者移譲年金の再設定と記載されているのですね。ここの意味が分からないので聞こうと思っていました。今、〇〇さんは、年金は貰ってないのですか。

事務局 今回、審議があっている理由が〇〇さんと〇〇さんは、当初農地法第 3 条の使用貸借の契約を結んでいます。そこから何十

年か経過されておりまして、この基盤強化法で第 2 回目の議決を取ることによって再設定が完了します。

2 番 再設定ということは、〇〇さんは年金を貰えるのですか。

事務局 はい、貰えます。〇〇さんが主になって農業経営をしない限り年金の受給が停止することはありません。ただ経営移譲年金にも色々種類がありまして、場合によっては中々難しいです。また、再設定を行うことによって特定処分対象農地から外れます。そういった経緯もありまして、法律が別なので新規という表現をさせてもらいました。

2 番 だから 2 回受けないことには、解けないという事ですね。

事務局 基本的には、そういうことですね。

4 番 同じ住所なので一緒に暮らしているのですね。

事務局 はい、そうです。

2 番 年金を貰うのでこういう事になるのですね。自分の土地なのに自分の土地ではないようになりますね。

7 番 現況は、田ですね。田は植えているみたいですね。

2 番 あの辺は、荒れてはいないので植えていると思います。

議長 他の件は、いいですか。件数が多いので。

2 番 問題はないと思います。

5 番 今、〇〇委員が一時退室していますね。借主は〇〇さんですがそれでも、審議するときは、退室しなくてはいけないのですか。

事務局 基本的には、そうです。申請書を提出しに来られた方も〇〇さんでした。今回は、〇〇さんが借主になっていますが、前回

は〇〇さん名義で借りていました。当事者に近いということで一時退室となります。

議 長 それでは、採決いたします。議案第4号番号1から番号12の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号番号1から番号12の原案について同意することを決定します。

決定後波多野が〇〇委員を呼びに行く
(〇〇委員 入場)

議 長 以上で総会の議案は終わりましたが、議決案件でないものについては、総会閉会後に報告協議案件がありますので、みなさん参加の程よろしくお願い致します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第4回総会を閉会致します。

令和2年第4回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

1 番

7 番